

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
宇都宮市	泉タクシー(株)	(1) 国本地区		国本地区		往 km 復 km	295日	2,770回			区域運行	②(2)	山王団地入口バス停で地 域間幹線系統船生線と接 続	③
宇都宮市 日光市	泉タクシー(株)	(2) 篠井地区		篠井地区		往 km 復 km	292日	1,778回			区域運行	②(2)	石那田バス停で地域間幹 線系統船生線と接続、JR 下野大沢駅で鉄道JR日光 線と接続	③
宇都宮市	泉タクシー(株)	(3) 富屋地区		富屋地区		往 km 復 km	295日	2,333回			区域運行	②(2)	山王団地入口バス停で地 域間幹線系統船生線と接 続	③
宇都宮市 さくら市	泉タクシー(株)	(4) 上河内地区		上河内地区		往 km 復 km	295日	5,380回			区域運行	②(2)	今里バス停で地域間幹線 系統玉生車庫線と接続、J R氏家駅で鉄道JR宇都宮 線と接続	③
宇都宮市	泉タクシー(株)	(5) 平石地区		平石地区		往 km 復 km	296日	2,267回			区域運行	②(2)	ベルモールバス停で地域間 幹線系統真岡線、益子線と 接続	③
宇都宮市	陽東タクシー(株)	(6) 石井地区		石井地区		往 km 復 km	294日	1,638回			区域運行	②(2)	ベルモールバス停で地域間 幹線系統真岡線、益子線と 接続	③
宇都宮市 上三川町	宇都宮モビリティサービス㈱	(7) 横川地区		横川地区		往 km 復 km	294日	4,112回			区域運行	②(2)	横川西小学校前バス停で 地域間幹線系統石橋線と 接続、JR雀宮駅で鉄道JR 宇都宮線と接続	③
宇都宮市	宇都宮モビリティサービス㈱	(8) 河内地区		河内地区		往 km 復 km	294日	7,440回			区域運行	②(2)	下田原交差点バス停で地 域間幹線系統玉生車庫線 と接続、JR岡本駅で鉄道J R宇都宮線と接続	③
	宇都宮モビリティサービス㈱	(9) 豊郷地区		豊郷地区		往 km 復 km	295日	4,165回			区域運行	②(2)	豊郷南小学校前バス停で 地域間幹線系統白沢河原 線と接続	③
宇都宮市 真岡市	宇都宮モビリティサービス㈱	(10) 清原南部地区		清原地区		往 km 復 km	294日	2,940回			区域運行	②(2)	鐘山河原バス停で地域間 幹線系統真岡線、益子線と 接続	③
宇都宮市・下野市 壬生町・上三川町	(有)雀タクシー	(11) 雀宮地区		雀宮地区		往 km 復 km	294日	2,940回			区域運行	②(2)	雀宮駅入口バス停で地域 間幹線系統石橋線と接続、 JR雀宮駅で鉄道JR宇都宮 線と接続	③
宇都宮市	矢野自動車(株)	(12) 姿川地区		姿川地区		往 km 復 km	290日	5,800回			区域運行	②(2)	上欠下バス停で地域間幹 線系統楡木車庫線と接続、 東武西川田駅で鉄道東武 宇都宮線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。